

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 試験（ <u>第12条－第18条の9</u> ） 第4章 [略] 附則 （免許証の領置） 第11条 [略]	目次 第1章・第2章 [略] <u>第2章の2 指定登録機関（第12条－第12条の8）</u> 第3章 試験（ <u>第13条－第18条</u> ） <u>第3章の2 指定試験機関（第18条の2－第18条の9）</u> 第4章 [略] 附則 （免許証の領置） 第11条 [略] <u>第2章の2 指定登録機関</u> <u>（指定の申請）</u> <u>第12条 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者（次項</u> <u>第8号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事</u> <u>項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u> <u>（1） 名称及び住所</u> <u>（2） 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務</u> <u>（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとす</u> <u>る事務所の名称及び所在地</u> <u>（3） 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日</u> <u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら</u> <u>ない。</u> <u>（1） 定款及び登記事項証明書</u> <u>（2） 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産</u> <u>目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度</u> <u>に設立された法人にあっては、その設立時における財産目</u> <u>録とする。</u> <u>（3） 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事</u> <u>業計画書及び収支予算書</u> <u>（4） 申請に係る意思の決定を証する書類</u> <u>（5） 役員の氏名及び略歴を記載した書類</u> <u>（6） 現に行っている業務の概要を記載した書類</u> <u>（7） 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第</u> <u>10条の5第1項第1号に規定する二級建築士登録等事務の</u>

実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第12条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士登録等事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第12条の3 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録等事務規程の認可の申請)

第12条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第12条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第12条の6 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

(2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第12条の7 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

(2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第12条の8 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

(3) 休止又は廃止の理由

第3章 試験

第3章の2 指定試験機関

(指定の申請)

第18条の2 [略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 [略]

2 [略]

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の合格者一覧表をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第3章 試験

第12条 削除

(指定の申請)

第18条の2 [略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 [略]

2 [略]

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の合格者一覧表をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。